

# 尾道市立栗原中学校 P T A 規約（案）

## 第1章 名 称

第1条 本会は尾道市立栗原中学校 P T Aと称し、事務局を栗原中学校内におく。

## 第2章 目 的

第2条 本会は、憲法・教育基本法の内容にそって保護者と教職員が協力し、学校・家庭・地域の伸展向上を促進し、生徒の幸福と健全な成長をはかることを目的とする。

## 第3章 方 針

第3条 本会は、保護者と教職員で組織される自主的・民主的団体で、この会の目的を達成するために次の方針に従って活動する。

1. 学級、学年での話し合いを盛んにし、会員相互の理解・親睦を深めるため、会員の総意を集めて活動する。
2. 生徒の健全な発達と福祉の増進のために努力する。
3. 学校や学区内の教育的環境を整備・改善するために努力する。
4. 会員の研修や諸活動を盛んにするよう努める。
5. 本会と目的を同じくする他の諸団体や機関と協力する。ただし、本会は特定の政党・宗教・営利企業に対し、これらに関与しない。
6. 学校教育への理解に努め協力する。ただし、学校の教育内容・運営管理については干渉しない。

## 第4章 会 員

第4条 本会の会員は次の通りとする。

1. 本会は栗原中学校に在籍する生徒の保護者又はそれに代わる人（以下保護者という）と教職員で構成され、会員はすべて平等の権利と義務を有する。
2. 役員経験者も総会で承認を得た場合在籍することが出来る。

## 第5章 役 員

第5条 本会の役員は次のとおりとする。

1. 会長 1名 保護者
2. 副会長 4名以上 保護者・教頭
3. 教職員代表 2名以上 教職員
4. 書記 2名以上 保護者
5. 会計 1名以上 保護者
6. 監事 2名以上 保護者
7. 顧問 必要に応じて

役員の任期は1年とし、再選は妨げない。ただし、兼任は認めない。

第6条 役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務の執行・財産の管理等いっさいの責任を負う。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその代理を務める。
3. 書記は、諸会議の記録および日常会務の処理にあたる。
4. 会計は、本会のいっさいの会計事務を処理する。
5. 監事は、その年度の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

6. 顧問は会長の諮問に応じて意見を述べる事が出来る。

## 第7条 役員の選出は次により行う。

1. 役員は会員の中より選出し、総会で承認を得る。

(1) 教職員から互選により3名を選出する。

2. 役員選出委員会（役員、各委員長及び副委員長で構成される）を設け、会員の中から立候補者を公募する。

3. 役員選出委員会は各々の役員を選考し候補者の氏名を定期総会までに全会員に通知する。

4. 役員候補者の追加指名は、定期総会の際会員から行う事が出来る。

5. 候補者の指名は役員選出委員会によって行う場合も会員席から行う場合も、その氏名を発表する前に被指名者の同意を得なければならない。

6. 新たに選ばれた役員の就任は定期総会にて行う。

## 第6章 総会

### 第8条 総会は、本会の最高議決機関で、定期総会は毎年4月に開き、次のことを行う。

1. 前年度の事業並びに決算の審議・承認。

2. 役員の選出・就任。

3. 新年度の事業計画並びに予算の審議・決定。

4. その他必要事項の審議・決定。

### 第9条 総会の日時・場所・議題は5日前までに全会員に通知する。

### 第10条 総会の成立定数は、会員の3分の1以上（委任状を含む）とし、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

### 第11条 総会の議長は会長が任命する。

### 第12条 実行委員会が必要と認めたとき、または会員の5分の1以上の要請があったときは、会長は臨時総会を招集する。

## 第7章 委員会

### 第13条 実行委員会は、本会の運営機関で役員並びに各常任委員会の正・副委員長で構成する。

### 第14条 実行委員会の任務はつぎのとおりとする。

1. 本会の活動計画及び運営に必要な事項を審議・処理する。

2. 総会資料を作成する。

3. 特別委員会の設置を審議・決定する。

4. その他必要事項の審議。

### 第15条 実行委員会は毎月1回開くこととし、委員の半数以上の出席により成立する。

議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

### 第16条 実行委員会は会長又は委員の半数以上が必要と認めた時は臨時に開くことができる。

### 第17条 本会の活動を円滑に行うため、次の常任委員会を置く。

1. 学年委員会 2. 広報委員会 3. 研修委員会 4. 体育委員会

### 第18条 常任委員会は、各学級から選ばれた委員と教職員によって構成する。

### 第19条 各常任委員会の任務は次のとおりとする。また必要に応じてPTA活動に協力し合う。

#### 1. 学年委員会

各学級の常任委員と協力して学級・学年PTA活動を推進するとともに、学級相互の連絡調整にあたる。

#### 2. 広報委員会

各種広報活動を推進する。

### 3. 研修委員会

会員の研修・サークル活動等を盛んにする。また生涯学習の推進に協力し、教育フォーラム及びその他の講演会等へ参加する。

### 4. 体育委員会

会員の親睦と体育活動の振興に努める。

第20条 1. 各常任委員会に委員長・副委員長をおく。

ただし、学年委員会は各学年毎に委員長・副委員長をおく。

2. 委員長・副委員長はクラス委員の中から選出する。

または会長が委嘱することも出来る。

第21条 1. 特定の目的を遂行するために、実行委員会は特別委員会を設けることができる。

2. 特別委員会は目的達成とともに解散する。

第22条 常任委員会および特別委員会は事業計画について実行委員会に諮らなければならない。

## 第8章 会 計

第23条 本会の経費は会費・事業収入・その他の収入による。

第24条 本会の支出は第2章および第3章の主旨をはずしてはならない。

第25条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第26条 1. 本会の会員は会費を納めるものとする。

2. 会費は月額600円とする。別に諸費用額400円を納める。

3. 会費の納入方法については別途規程による。

## 第9章 改 正

第27条 規約は、総会において出席者の三分の二以上の賛成により改定することができる。

## 第10章 附 則

第28条 1. 事務局には、会員名・会計簿・各種記録簿を備えておき、会員は必要に応じて本会に申請し、それらを閲覧することができる。

2. 本会に有給事務局員をおくことができる。

第29条 この規約は平成25年4月17日から改定施行する。

この規約は平成29年4月14日から改定施行する。

この規約は平成30年4月13日から改定施行する。

この規約は平成31年4月12日から改定施行する。

この規約は令和2年4月10日から改定施行する。

## 尾道市立栗原中学校 P T A 規約改定（案）

〈現行〉

第19条 各常任委員会の任務は次のとおりとする。また必要に応じてPTA活動に協力し合う。

### 4. 体育委員会

生徒・会員の親睦と体育活動の振興に努める。

〈改定〉（案）

第19条 各常任委員会の任務は次のとおりとする。また必要に応じてPTA活動に協力し合う。

### 4. 体育委員会

会員の親睦と体育活動の振興に努める。